

令和 8 年 7 月 13 日

報道機関各社 御中

連 絡 先	
課係名	清掃事業課
担当者名	水本
電話番号	53-4470

1. 発表事項

中東情勢等による松阪市指定ごみ袋に関する臨時措置を終了します。

2. 概要

5 月 27 日から実施してきました指定ごみ袋以外の廃棄による臨時措置を、7 月 31 日で終了します。

(臨時措置終了の理由)

市指定もやすすかない家庭用ごみ袋につきまして、市場調査の結果、安定的な供給が確保できていると判断いたしました。

※最も購入されている 45ℓの袋が、24 店舗中 22 店舗で陳列されていました。
(調査日:7 月 6 日)

8 月 1 日以降は、指定ごみ袋以外の透明または中身の見える半透明のビニール袋では廃棄できませんので、ご注意ください。